

# 電子申請の方法について

児童手当改正に伴い申請が必要となる可能性のある世帯へ下記の通知文を送付しています。

この電子申請の方法については、通知文が届いた世帯で申請が必要な方の電子申請の方法となります。

## ステップ1：申請が必要かの確認

うご家第 127003 号  
令和 6 年 8 月 1 9 日

うるま市長 中村 正人  
( 公 印 省 略 )

児童手当制度改正に伴う申請手続きのご案内

児童手当法の一部改正に伴い、**令和 6 年 10 月分**から**児童手当の抜本的拡充**を行うこととしました。  
(抜本的拡充内容については裏面をご確認ください)

抜本的拡充に伴い**新たに受給資格が生じる方への申請受付を開始します。**  
下記をご確認いただき、**申請手続きが必要となる方は**申請期限内にお手続きをお願いいたします。  
※ 今回のご案内は、申請が必要となる可能性のある世帯へ送付しております。

1. 申請手続きが必要な方

**【注意】**通知の宛名は住民基本台帳の世帯主の方または、過去の児童手当の受給者へ送付していますが、  
申請は 18 歳以下の児童を養育する父母のうち生計維持の程度が高い方（受給資格者）が請求者となります。

① 受給資格者（父母のうち生計維持の程度が高い人）が所得上限限度額超過により児童手当（特例給付）の支給対象外である方

② 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

**うるま市以外に申請が必要な方**

※ 受給資格者がうるま市外に居住している場合は、お住まいの市区町村で手続きが必要になります。  
※ 受給資格者が公務員の方は勤務先（所属庁）にて手続きが必要になります。  
※ 令和 6 年 9 月 3 0 日以前に本市から転出される場合は、転出先の市区町村で手続きが必要になります。

2. 申請期限  
令和 6 年 9 月 3 0 日（月）まで  
※ 申請期限までに申請がない場合、1 2 月支給分での支給ができない場合があります。

3. 申請方法  
電子端末（スマートフォン等）で右下の QR コードより申請書の提出をお願いします。

**申請に必要なもの**

|   |  |
|---|--|
| ① | ● 申請番号<br>【宛名番号】1234567 【世帯番号】8910111  |
| ② | ● 受給資格者の身分証明書（下記 2 点が必ず必要です）<br>・受給資格者名義の健康保険証<br>・本人顔写真照（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のうち、1 点） |
| ③ | ● 受給資格者名義（普通口座）の通帳又はキャッシュカード   |

申請はこちらから！！



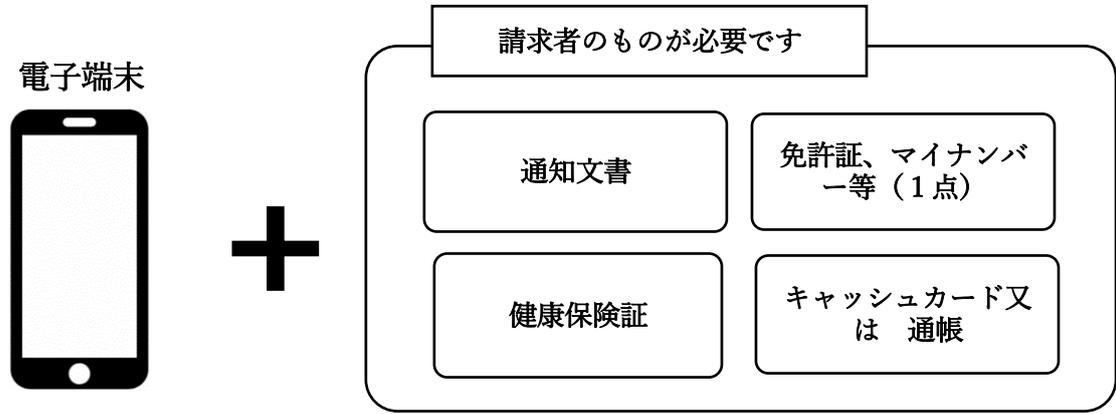
裏面もご確認ください

【お問い合わせ】  
うるま市役所 こども家庭課 児童手当担当  
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号  
電話：098-973-4983

※文書が届いた方は、赤枠で囲んだ部分をご確認いただき、**申請が必要かご確認**ください。

# ステップ2：電子申請の事前準備

電子申請をする前にご準備ください。



うご家第 127003 号  
令和 6 年 8 月 1 9 日

うるま市長 中村 正人  
(公印省略)

児童手当制度改正に伴う申請手続きのご案内

児童手当法の一部改正に伴い、**令和 6 年 10 月分から児童手当の抜本的拡充**を行うこととなりました。  
(抜本的拡充内容については裏面をご確認ください)  
抜本的拡充に伴い**新たに受給資格が生じる方への申請受付を開始します。**  
下記をご確認いただき、**申請手続きが必要となる方は**申請期限内にお手続きをお願いいたします。  
※ 今回のご案内は、申請が必要となる可能性のある世帯へ送付しております。

1. 申請手続きが必要な方  
【注意】通知の宛名は住民基本台帳の世帯主の方または、過去の児童手当の受給者へ送付していますが、申請は 18 歳以下の児童を養育する父母のうち生計維持の程度が高い方（受給資格者）が請求書となります。

① 受給資格者（父母のうち生計維持の程度が高い人）が所得上限限度額超過により児童手当（特例給付）の支給対象外である方  
② 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

**うるま市以外に申請が必要な方**  
※ 受給資格者がうるま市外に居住している場合は、お住まいの市区町村で手続きが必要になります。  
※ 受給資格者が公務員の方は勤務先（所属庁）にて手続きが必要になります。  
※ 令和 6 年 9 月 3 0 日以前に本市から転出される場合は、転出先の市区町村で手続きが必要になります。

2. 申請期限  
令和 6 年 9 月 3 0 日（月）まで  
※ 申請期限までに申請がない場合、1 2 月支給分での支給ができない場合があります。

3. 申請方法  
電子端末（スマートフォン等）で右下の QR コードより申請書の提出をお願いします。

**申請に必要なもの**

① ● 申請番号  
【宛名番号】1234567 【世帯番号】8910111

② ● 受給資格者の身分証明書（下記 2 点が必ず必要です）  
・受給資格者名義の**健康保険証**  
・**本人顔照書照**（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のうち、1 点）

③ ● 受給資格者名義（普通口座）の**通帳**又は**キャッシュカード**

裏面もご確認ください

【お問い合わせ】  
うるま市役所 こども家庭課 児童手当担当  
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号  
電話：098-973-4983

通知文も必要です  
・通知文に記載のある【宛名番号】及び【世帯番号】の入力が必要となります。

## ステップ3：電子申請スタート

うご家第 127003 号  
令和 6 年 8 月 1 9 日

うるま市長 中村 正人  
(公印省略)

児童手当制度改正に伴う申請手続きのご案内

児童手当法の一部改正に伴い、令和 6 年 10 月分から児童手当の抜本的拡充を行うこととなりました。  
(抜本的拡充内容については裏面をご確認ください)  
抜本的拡充に伴い**新たに受給資格が生じる方への申請受付を開始します。**  
下記をご確認いただき、**申請手続きが必要となる方は**申請期限内にお手続きをお願いいたします。  
※ 今回のご案内は、申請が必要となる可能性のある世帯へ送付しております。

1. 申請手続きが必要な方

【注意】通知の宛名は住民基本台帳の世帯主の方または、過去の児童手当の受給者へ送付していますが、  
申請は 18 歳以下の児童を養育する父母のうち生計維持の程度が高い方（受給資格者）が請求  
者となります。

① 受給資格者（父母のうち生計維持の程度が高い人）が所得上限限度額超過により児童手当（特例  
給付）の支給対象外である方

② 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

**うるま市以外に申請が必要な方**

※ 受給資格者がうるま市外に居住している場合は、お住まいの市区町村で手続きが必要になります。  
※ 受給資格者が公務員の方は勤務先（所属庁）にて手続きが必要になります。  
※ 令和 6 年 9 月 30 日以前に本市から転出される場合は、転出先の市区町村で手続きが必要になります。

2. 申請期限

令和 6 年 9 月 30 日（月）まで

※ 申請期限までに申請がない場合、1.2 月支給分での支給ができない場合があります。

3. 申請方法

電子端末（スマートフォン等）で右下の QR コードより申請書の提出をお願いします。

**申請に必要なもの**

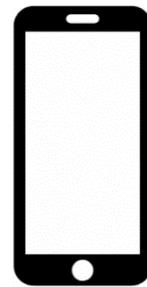
|   |  |
|---|--|
| ① | ● 申請番号<br>【宛名番号】1234567 【世帯番号】8910111  |
| ② | ● 受給資格者の身分証明書（下記 2 点が必ず必要です）<br>・ 受給資格者名義の健康保険証<br>・ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のうち、1 点） |
| ③ | ● 受給資格者名義（普通口座）の通帳又はキャッシュカード   |

裏面もご確認ください

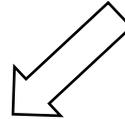
【お問い合わせ】  
うるま市役所 こども家庭課 児童手当担当  
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号  
電話：098-973-4983

※ 電子端末を使用し、通知文にある申請用の QR コードを読み取ってください。

電子端末



読み取り



### 入力フォーム

1 — 2 — 3 — 4 — 5

下記のフォームにご入力をお願いします。

#### 【児童手当認定請求書】

令和 6 年 10 月から児童手当制度改正により新たにうるま市から児童手当支給対象となる方は、こちらから申請してください。

##### ●支給対象者

- ① 受給資格者が所得上限限度額超過により児童手当（特例給付）の支給対象外である場合
- ② 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している場合

##### ● 申請期限

令和 6 年 9 月 30 日（月）まで

##### ● 必要添付書類

- ・ 請求者（父母のうち所得が高い生計維持者）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- ・ 請求者の健康保険証
- ・ 請求者の金融機関が確認できるもの（通帳やキャッシュカード等）

※この画面が表示されたら、質問項目沿ってご回答してください。

# 「宛名番号」及び「世帯番号」について

**Q4. 通知書にある宛名番号を入力してください 必須**

---

**Q5. 通知書にある世帯番号を入力してください 必須**

---

Q4の「宛名番号」、Q5の「世帯番号」は通知文に記載のある数字を転記してください。

うこ家第 127003 号  
令和 6 年 8 月 1 9 日

うるま市長 中村 正人  
(公印省略)

児童手当制度改正に伴う申請手続きのご案内

児童手当法の一部改正に伴い、**令和 6 年 10 月分**から**児童手当の抜本的拡充**を行うこととなりました。  
(抜本的拡充内容については裏面をご確認ください)  
抜本的拡充に伴い**新たに受給資格が生じる方への申請受付を開始します。**  
下記をご確認いただき、**申請手続きが必要となる方は**申請期限内にお手続きをお願いいたします。  
※ 今回のご案内は、申請が必要となる可能性のある世帯へ送付しております。

1. 申請手続きが必要な方

【注意】通知の宛名は住民基本台帳の世帯主の方または、過去の児童手当の受給者へ送付していますが、申請は 18 歳以下の児童を養育する父母のうち生計維持の程度が高い方（受給資格者）が請求者となります。

① 受給資格者（父母のうち生計維持の程度が高い方）が所得上限限度額超過により児童手当（特例給付）の支給対象外である方  
② 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

**うるま市以外に申請が必要な方**

※ 受給資格者がうるま市外に居住している場合は、お住まいの市区町村で手続きが必要になります。  
※ 受給資格者が公務員の方は勤務先（所属庁）にて手続きが必要になります。  
※ 令和 6 年 9 月 3 0 日以前に本市から転出される場合は、転出先の市区町村で手続きが必要になります。

2. 申請期限  
令和 6 年 9 月 3 0 日（月）まで  
※ 申請期限までに申請がない場合、1 2 月支給分の支給ができない場合があります。

3. 申請方法  
電子端末（スマートフォン等）で右下の QR コードより申請書の提出をお願いします

**申請に必要なもの**

① ● 申請番号  
【宛名番号】1234567 【世帯番号】8910111

② ● 受給資格者の身分証明書（下記 2 点が必要です）  
・受給資格者名義の健康保険証  
・本人高麗査察票（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のうち、1 点）

③ ● 受給資格者名義（普通口座）の通帳又はキャッシュカード

申請はここが！

裏面もご確認ください

【お問い合わせ】  
うるま市役所 こども家庭課 児童手当担当  
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号  
電話：098-973-4983

※ 通知文の赤枠で示した箇所に  
ある番号となります

① ● 申請番号  
【宛名番号】1234567 【世帯番号】8910111

## 添付資料の添付方法について

※ 添付が必要な項目は3つあります。

**Q10. 添付書類【請求者の保険証の写し】** 必須  
健康保険証の表面を添付してください。  
必須



カメラマークを押し必要な証明書の写真データを添付してください。

**Q14. 添付書類【支払希望金融機関】** 必須  
上記で記入した通帳やキャッシュカードの写しを添付してください。 必須



※注意※

① 添付する画像はくっきりしているものにしてください。(文字等が読めるか)

**Q55. 添付書類【請求者の本人確認書類】** 必須  
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真がある面を添付してください。  
必須



※ 顔写真のある証明書の添付してください。

※ マイナンバーカードを添付する場合、裏面のマイナンバーが記載された面は添付しないでください。

## 署名について

Q56. 氏名を署名してください。

必須

✎ ✕

うるま  
太郎

入力済み  
必須項目です。

→ 確認画面へ進む

入力内容を一時保存する

※ 請求者の氏名で署名をお願いします。

## 手続き完了について

全ての項目の記入が完了したら「送信」ボタンを押し「送信完了」と表示されれば手続きは終了です。

- ※ メールアドレスを登録した方は、送信完了後、登録メールへ申請内容の情報が送信されますので、ご確認をお願いします。